

5月は消費者月間 全国統一テーマ『消費』で築く新しい日常』 詳市民生活課 TEL(32)63006



個人市民税・道民税納税通知書の発送日と課税証明書の発行日のお知らせ

■納税通知書の発送日

①給与天引きの方(特別徴収) 5月17日(月)に勤務先宛てに「令和3年度給与所得等に係る市民税・道民税 特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)」を送ります。勤務先から通知書をお受け取りください。②納付書払い(クレジットカード納付可能)、口座振替、年金天引きの方(普通徴収) 6月10日(木)に納税義務者宛てに「令和3年度市民税・道民税納税通知書」を送ります。※非課税の方には発送しません

■令和3年度(令和2年分) 課税証明書の発行日

①②のいずれも、それぞれの発送日以降に発行できます ※コンビニでの発行は6月10日(木)開始予定

■納税通知書 市民税課 TEL(32)6253・6254 課税証明書 窓口サービス課 TEL(32)6294

■国民年金からののお知らせ

■国民年金の免除制度

所得が少ないときや失業などにより保険料を納めることが困難な場合は、保険料

の納付が免除される制度があります。申請免除(全額・一部)、納付猶予(50歳未満)、学生納付特例があり、申請月の2年1カ月前までさかのぼって申請できます

「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納付	全額免除	一部免除	納付猶予・学生納付特例	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に...	含まれる	含まれる	含まれる(注2)	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額の計算に...	含まれる	含まれる(注1)	含まれる(注1、2)	含まれない	含まれない

注1 保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が少なくなります
注2 免除の減額後の保険料を納めないと「未納」と同等の扱いとなります

■国民年金制度の動画案内

20歳をむかえた方に、国民年金制度を動画で案内しています



■市保険年金課 TEL(32)6429 苦小牧年金事務所 TEL(36)6135

交通事故などにあつたときは国民健康保険に届け出を!

国民健康保険に加入している方が、交通事故など第三者の行為によるけがで保険証を使用する場合には、保険年金課に届け出が必要です。印鑑、保険証、事故証明書などが必要になりますので、詳しくは保険年金課へお問い合わせください

■詳保険年金課 TEL(32)6425

■軽自動車税(種別割)について

4月1日現在の所有(使用)者へ納税通知書を5月中旬に送付しますので、5月31日(月)までに納付してください。また、身体障害者手帳などの交付を受けている方のために使用する、本人または同一生計者の軽自動車などで一定の要件に該当する場合は、減免の対象になります。令和2年度以前に減免を受けた方が軽自動車などを乗り換えている場合や、標識番号(ナンバー)を変更した場合も新たに申請が必要です

■申減免受付は5月31日(月)までに直接市民税課 TEL(32)6244

■固定資産に変更が生じた場合は

家屋の増築(風除室なども含む)や、取り壊し・一部減築で面積が変わった、用途を変更したまたは車庫や物置などを新設した場合は固定資産税が変動することがありますのでご連絡ください ※法務局で登記申請を行わなかった場合に限る

■資産税課 家屋係 TEL(32)6268 土地係 TEL(32)6267

「ごみゼロの日」イベント開催

日5月28日(金) 11時~13時



所イオンモール苦小牧 セントラルコート
■肉食品ロスをテーマとした「530劇場」、

広告